# 第3部 環境の現状と対策

## 第1章 大 気 汚 染

## 第1節 大気汚染の現況

#### 1 概 要

本県では大気汚染に係る環境基準物質の側定を表25のとおり実施しているか、大規模な発生源か少ないため、二酸化硫黄はじめ各汚染物質とも全国的にも低汚染地域であり、経年的にも横ばい傾向が続いている。昭和60年度の側定結果によると、二酸化硫黄及び光化学オキシダントについて短期的には若干環境基準を超える地点かあるが、長期的評価によると鳥取市松並町(固定局衛生研究所)では全物質が環境基準に適合し、西部移動測定局(米子保健所、境港市老人福祉センター)も適合していると考えられる。(表26)

また、自動車排出ガスによる大気汚染は、一酸化炭素について横ばいの傾向にある。

表25 一般環境大気及び自動車排出ガス側定局一覧表

	ıd <b>e</b>	- P	ac to the		側	定項	<b>自</b>	
d d	10 元	邑 局	所 在 地	二酸化	一酸化 炭 素	浮遊粒子 状 物 質	窒 素酸化物	光 化 学オキシダント
一般	衛生	研究所	鳥取市松並町二丁目	0	0	0	0	0
環境	西側部会	米子保健所	米子市西福原	0	0	0	0	0 ~
般環境大気測定局	部定動局	境港市老人 福祉センター	境港市竹内町	0	0	0	0	0
定局	日	吉 冿	日吉冿村日吉冿	0				
自ガ動ス	日交別	で行センター	<b>鸟取市末広温泉町</b>		0			
動ス 車側 排定	丸山	」交 差 点	鳥取市松並町三丁目		0			
出局	中国	電力前	米子市加茂町		0			

## (注) 1. ○印は側定実施

2. 西部移動測定局はコンテナー方式により2地点を測定する移動局

		即 完 丝 8	 艮(単位:浮遊粒于	ニリント Muse ma /m³	ZOH DOM )	
   側 定 物 質	環境基準		ĸ ( 辛位 ・ 仔姓位丁 T		-C の礼的 bbm )	评価
		衛生研究所	米子保健所	境 港市 老人 福祉センター	日 吉 津	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値 0 04 ppm 以下	0001 ~ 0.017	0.002 ~ 0020	0001 ~ 0.050	0001 ~ 0.015	   境港市老人福祉センターで環境   基準を超えたが、長期的評価で
一 皎 化 い わ り	1 時間値 0.1 ppm 以下	0000 ~ 0051	0001 ~ 0.045	0001 ~ 0.146	0001 ~ 0.025	は全側定局が適合していると考えられる。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値 10 ppm 以下	01 ~ 1.3	0.3 ~ 1.0	02 ~ 08		全側定局が環境基準に適合して
一 敬 化 灰 糸	1時間値の8時間平均値 20pm 以下	01 ~ ~ 21	02 ~ 1.5	02 ~ 1.2		いると考えられる。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値 0. 10mg / m以下	0.008 ~ 0065	0.006 ~ 0058	0.005 ~ 0.048		全側定局が環境基準に適合して
仔题位于认物員	1 時間値 0 20 mg / ㎡以下	0.003 ~ 0165	0.003 ~ 0118	0.002 ~ 0104		いると考えられる。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値 が0.04~006 pm ま でのゾーン内又はそれ 以下	0.001 ~ 0023	0002 ~ 0.024	0.0 0 1 ~ 0.0 1 7		全側定局が環境基準に適合していると考えられる。
光化学オキシダント	1 時間値 0.06 PPM 以下	0000 ~ 0.098	0.0 0 0 ~ 0.0 6 8	0001 ~ 0.063		衛生研究所及び米子保健所で環境基準を若干超えたが、緊急時の措置基準 0 12 ppm を超えることはなかった。

- 37 -

## 表 2 7 大気汚染に係る環境基準

「昭和48年5月 8日環境庁告示第25号制定 昭和48年5月16日環境庁告示第35号一部改正 昭和53年7月11日環境庁告示第38号一部改正」

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日 平均値か004 ppm 以下であり、 かつ、1時間値 が01 ppm 以下 であること。	1時間値の1日平 均値が10 PPm 以 下であり、かつ、 1時間値の8時間 平均値が20 PPm 以下であること。	1時間値の $1$ 日平 均値が $010$ mg/ $m^3$ 以下であり、かつ $1$ 時間値が $020$ mg/ $m^3$ 以下であ ること。	1時間値の1日 平均値が004 ppm から006 ppm までのゾー ン内又は、それ 以下であること。	1 時間値か 0 0 6 ppm 以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分析 計を用いる方法	慮過補集による重量濃度側定方法又は、この方法によって側定された重量農度と直線的な関係を有する量がえられる光散乱法	サルツマン 試薬 を用いる 吸光光 度法	中性ョウ化カ Jウム 存夜を用いる吸光光度法又は、電量法

## 備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径か 1 0 クロン 以下のものをいう。

#### 2 汚染物質別測定結果

## (1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄農度の側定は、自動側定機(熔液導電率法)により鳥取市松並町鳥取県衛生研究所 (以下衛生研究所という)、日吉津村日占津藤山宅(毎月1回、約2週間連続)、並びに西部移動 側定局の米子、境巷両市内2地点(以下米子保健所、境港市老人福祉センターという)で実施して いる。

昭和60年度の側定結果によれば、衛生研究所では側定時間8,526時間について1時間値の1日平均値の最高値0017 PPMであり環境基準に適合している。西部移動側定局の米子保健所では側定時間が4123時間で、1時間値の1日平均値の最高値は0020 PPMであり 環境基準に適合している。また西部移動側定局の境港市老人福祉センターは1時間値は0146 PPM、1日平均値の最高値は0050 PPM と環境基準を超えたが、長期的評価から見て環境基準に適合していると考えられる。また、日吉津村日吉津は環境基準に適合していると考えられる。

二酸化硫黄の経年変化は図1のとおりである。

<sup>2</sup> 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学 反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カ)ウム溶液からヨウ素を遊離するものに 限り 二酸化窒素を除く )をいう。

表28 二酸化硫黄濃度側定結果

側	側 定 局		有効測定日数	側 定 時 間		01 F 超えナ	)pm を に時間	004 を超え	力値が ppm えた日 その割	間値	日平均値の最高値	の	日平均値 0. 04 PPM を 超えた日か 2日以上連 続したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値 0.0 4 ppm を超 えた日数
		į	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(96)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無〇)	(日)
衛 生	と 研	究 所	356	8 526	0 005	0	0	0	0	0.051	0.017	0.010	0	0
西側部。	米子	保健所	172	4,123	0 006	0	0	0	0	0 045	0.020	0.014	0	0
部定動局		市老人 センタ -	166	3 982	0 009	13	03	5	3.0	0.146	0 050	0 043	×	5
日	吉	津	180	4,303	0 004	0	0	0	0	0 025	0 015	0.010	0	0

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数

表 2 9 二酸化硫黄濃度経年変化

側定局		項	E			昭 和 55年度	昭 和 56年度	昭 和 57年度	昭 和 58年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度
	側	定	時	間	(時間)	8, 726	8, 868	8, 674	8, 628	8, 722	8, 526
衛	年	平	均	値	(ppm)	0 006	0.006	0 005	0 005	0.005	0. 005
生研		間 値 カ え た	i 0.1 ppm 時 間	を数	(時間)	0	0	0	0	0	0
究	日平超	均 値 か え	3004 ppm 三 日	を数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	1 時	間値	の最高	値	(ppm)	0 058	0 078	0.059	0 047	0 040	0 051
	日平	均値	の最高	値	(ppm)	0 019	0.023	0.019	0 013	0. 015	0 017
	側	定	時	間	(時間)	3, 647	3 692	4 125	4, 702	4, 246	4, 123
米	年	平	均	値	(ppm)	0 011	0 008	0 008	0.006	0 007	0 006
子		間 値 カ え た	is 0 1 ppm 時間	を数	(時間)	0	0	2	0	0	0
保健	日平超	均値かえた	ioo4 ppm 三 日	を数	(日)	0	0	3	0	0	0
所	1 時	間値	の最高	値	(ppm)	0 100	0 060	0 121	0 027	0 041	0 045
	日平	均值	の最高	値	(ppm)	0 036	0 023	0 057	0 010	0 020	0 020

側定局		項	E	]		昭 和 55年度	昭 和 56年度	昭 和 57年度	昭 和 58年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度
	側	定	時	間	(時間)	1, 242	1,344	861	2, 588	3, 789	3, 982
<b>※</b> 境 港	年	平	均	値	(ppm)	0 008	0.005	0. 005	0 005	0 008	0 009
境港市老人福祉セ	1 超	時 間 値 え た	が0.1 ppm 時 間	を数	(時間)	0	0	0	0	1	13
祖祉セ	日超		が004 ppm た 日	を数	(日)	0	0	0	0	0	5
ン タ 1	1	時間値	の最高	値	( ppm )	0 075	0. 034	0 017	0 040	0 109	0. 146
	日	平均値	の最高	値	(ppm)	0.023	0 012	0 008	0 009	0 031	0. 050
	側	定	時	間	(時間)	2, 356	1, 560	4, 320	4, 052	4 030	4, 303
日	年	平	均	値	(ppm)	0 004	0.005	0 006	0 004	0 005	0.004
吉	1 超	時間値	か 0 1 PPM 時 間	を数	(時間)	0	0	1	0	0	0
	日超		が004 ppm た 日	を数	(日)	0	0	0	0	0	0
津	1	時間値	の最高	値	(ppm)	0 060	0 070	0 129	0 100	0 080	0. 025
	日	平均值	の最高	値	(ppm)	0 025	0 026	0 032	0 027	0 021	0. 015

(

※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更

表30 二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度年平均値経年変化

(単位 mgSO<sub>3</sub>/日/100 cm<sup>2</sup>PbO<sub>2</sub>)

側	定 地 点	昭 和 55年度	昭 和 56年度	昭 和 57年度	昭 和 58年度	昭 和 59年度	昭 和 60年度
	鳥 取 警 察 署	0 075	0.092	0 081	0.045	0 089	0 075
	鳥取女子高校	0.105	0.176	0 084	0 046	0.085	0 097
鳥 取 市	鳥 取 市 立 病 院	0 336	0.184	0 153	0.144	0 163	0.148
	鳥 取 商 工 会 館	0 050	0.106	0 082	0.047	0.080	0 079
	山陰合銀鳥取支店	0.209	0 165	0 245	0.059	0 111	0.130
İ	倉 吉 市 役 所	0.046	0 031	0 034	0 029	0.065	0 038
倉吉市	日本交通新町営業所 ※1	0.103	0.072	0 071	0 059	0 076	0.079
	中部総合事務所	0 047	0 030	0 031	0.027	0 093	0 041
	※2 からさわや駅前店	0 082	0 049	0 049	0 041	0 081	0.042
	夜見鉄工団地	0 099	0 125	0 062	0.074	0 064	0.075
Í	NHK住吉中継所	0.067	0.073	0 178	0 046	0 036	0 029
│ │ 米 子 市	皆 生 温 泉 会 館	0 139	0.284	0 118	0 222	0 151	0.172
木 于 巾	米 子 保 健 所	0.096	0 117	0 110	0 088	0 080	0.053
	米子商工会議所	0 126	0.199	0.062	0 151	0 187	0.149
	西部総合事務所	0 148	0.237	0 080	0 177	0 161	0.127
	済生会境倦総合病院	0.104	0 202	0 149	0 189	0 123	0 141
境港市	境側候所	0.085	0.130	0 076	0 108	0 069	0.056
	余子小学校	0 075	0.103	0 045	0 072	0 036	0.022
日吉津村	日吉津小学校	0.132	0.202	0 121	0 178	0 139	0 101

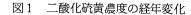
(注) ※1は昭和60年4月から県立厚生病院から変更。 ※2は日ノ丸バス上井ターミナルから、からさわや駅前店へ名称変更。

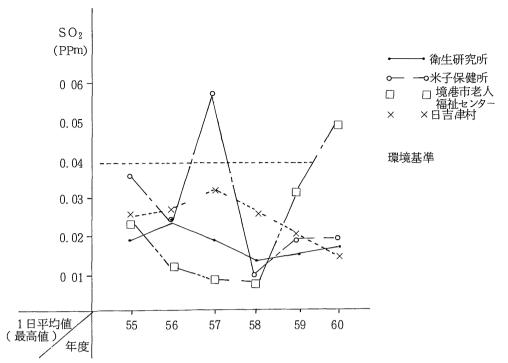
表31 二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の評価

0

	汚	ġ	r F	度		mgSO <sub>3</sub> /日/100 cm <sup>2</sup> PbO <sub>2</sub>	评 価	
汚	杂	度	第	1	度	0.5以上1.0未満	軽微な汚染	
	"		第	2	度	1.0以上20未満	普通度の汚染	
	"		第	3	度	2.0以上3.0未満	中等度の汚染	
	"		第	4	度	3.0以上4.0未満	やや高度の汚染	
			第	5	度	4 0以上	高度の汚染	

(  $\dot{e}$  ) PbO<sub>2</sub>法によるSO<sub>2</sub>汚染度の判定基準(寺部)





59

60

二酸化鉛法による硫黄酸化物農度経年変化

(mgSO<sub>3</sub>/日/ 100 cm<sup>2</sup>PbO<sub>2</sub>)

0 2

0 1

年度

55

56

57

年平均值

## (2) 一酸化炭素

## ァ 一般環境大気側定局

一酸化炭素農度の測定は、自動測定機(非分散型赤外分析法)により昭和50年6月から衛生研究所で、昭和54年3月から西部移動測定局で実施している。

昭和60年度側定結果(表32)によれば、衛生研究所では側定時間8575時間について1時間値の8時間平均値の最高値2.1 pmに、日平均値の最高値1.3 pmであり、環境基準に適合している。西部移動測定局では日平均値の最高値は1.0 pm(米子保健所)、1時間値の8時間平均値の最高値は1.5 pm(米子保健所)であり、全地点とも環境基準に適合していると考えられる。

経年変化は表33のとおりである。

## イ 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気中一酸化炭素濃度の側定は、自動側定機(定電位電解法)により昭和50年度から鳥取市末広温泉町(日交旅行センター)で、昭和53年度から米子市加茂町(中国電力前)で、昭和54年5月から鳥取市松並町(丸山交差点)で毎月1回実施している。

昭和60年度側定結果(表34)によれば、3地点の日平均値最高値は8.6 ppm (日交旅行センター)、1時間値の8時間平均値の最高値は11.7 ppm (日交旅行センター)であり、いずれも環境基準に適合していると考えられる。

表32 一酸化炭素農度側定結果(一般環境大気側定局)

側	側 定 局		有効側定日数	測定時間	年 平 均 値	が20 を超 回数		が10 を超	えたとそ	8時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除値	日10 Ppm た日10 Ppm た日2 を日2 を日2 を日2 を日2 を日2 を日2 を日2 を日2 を日2 を	環境基準 の長期的 評価日平均 値10 ppm を超えた 日
			(日)	(時間)	(ppm)		(96)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(有×無〇)	(日)
衛 生	. 研	究 所	358	8,575	0.4	0	0	0	0	2 1	1.3	0.8	0	0
西側 部定 移定-	米子	保健所	130	3,106	0 5	0	0	0	0	1 5	1.0	0.9	0	0
移 <sup>化</sup> 動局	境ළ 福祉	市老人センター	99	2,358	0 4	0	0	0	0	1 2	0.8	0.6	0	0

(注) 有効側定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数

表 3 3 一酸化炭素濃度経年変化(一般環境大気側定局)

劇定局		Į	頁			目				昭和55 年 度	昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59年 度	昭和60 年 度
	側	定		時			間	(時間	)	8 727	8, 645	8 725	8, 548	8 630	8 575
衛	年	平		均			値	( ppm	)	0. 5	0 4	0 4	0.4	0.4	0 4
生	8時	間値が	20 PI	)加を	超/	₹ <i>†</i> ‡[	致	(回	)	0	0	0	0	0	0
研究	日平	均値が	10 PI	m を	超/	えたE	∃数	(日	)	0	0	0	0	0	0
所	8	時間	値	の	最	高	値	( ppm	)	2 6	1 9	1 8	1 6	1.5	2 1
	日	平 均	値	の	最	高	値	( ppm	)	1.6	1 2	1.3	1 1	1 0	1.3
	側	定		時			間	(時間	)	3, 668	3, 392	4 102	4 631	3 319	3, 106
米	年	平		均			値	( ppm	)	0 6	0 5	0 5	0 5	0.5	0 5
子	8時	間値が	20 PI	m を	-超2	てた[i	遫	(回	)	0	0	0	0	0	0
保健	日平	均値が	10 PI	)加を	超/	えたE	∃数	(日	)	0	0	0	0	0	0
所	8	時間	値	の	最	高	値	( ppm	)	2 1	1 6	1 9	1 7	1.4	1 5
	日	平 均	値	の	最	高	値	( ppm	)	1 4	1 1	1 1	1. 1	1 2	1 0
≫₩	側	定		時			間	(時間	)	1 415	1 340	863	2, 636	2 762	2, 358
港市	年	平		均			値	( ppm	)	0 4	0 3	0 3	0 3	0 3	0 4
· 境 港市 老人 福祉	8時	間値が	20 P	OM を	超	 えた[i	政数	( 🗇	)	0	0	0	0	0	0
セ	日平	均値が	10 PI	2011 を	超/	えたE	∃数	(日	)	0	0	0	0	0	0
ン タ 1	8	時間	値	の	最	高	値	( ppm	)	1.3	0 9	1.0	1 1	1 8	1 2
	日	平均	値	の	最	高	値	( ppm	)	0.8	0 6	0 7	0 5	1 2	0 8

(注) ※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更。

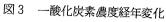
表34 一酸化炭素濃度側定結果(自動車排出ガス側定局)

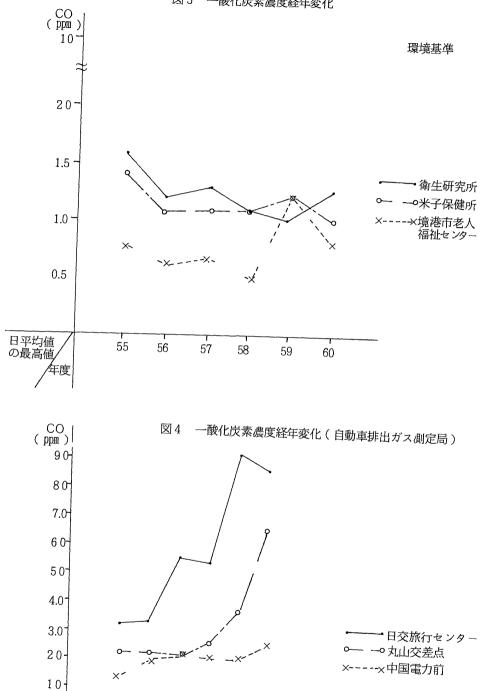
側 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	ppmを超えた回 ppm		日平均値 ppmを超 数とそ	記た回	8最 時 間高 値 の値	日 田 平 り 値 の 値
	(日)	(時間)	( ppm )	( <u>□</u> )	(%)	(日)	(%)	(ppm)	( ppm )
日交旅行センター	12	288	4 0	0	0	0	0	11.7	8.6
丸山交差点	12	288	2.6	0	0	0	0	10.9	6.4
中国電力前	12	288	1.8	0	0	0	0	3.3	2.5

(注) 有効測定日数とは、1日の測定時間が20時間以上である日数

## 表35 一酸化炭素濃度経年変化(自動車排出ガス側定局)

側定局		項		目		昭和55 年 度	昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度
	側	定	時	間	(時間)	120	264	235	312	286	288
日	年	平	均	値	( ppm )	2 5	2 5	3.0	3.6	3. 7	4.0
日交旅行	8時	間値が 20	ppm を超え	た回数	(回)	0	0	0	0	0	0
セン	日平均	匀値が 10	ppm を超え	た日数	(日)	0	0	0	0	0	0
ター	8	寺 間 値	の最	高値	( ppm )	4 5	6. 9	8.0	7 9	11.7	11 7
	日豆	F 均 値	の最	高値	(ppm)	3. 2	3.3	5 5	5 3	8 9	8. 6
	測	定	時	間	(時間)	96	240	192	288	283	288
丸	年	平	均	值	(ppm)	1 9	1.6	1.6	1.6	2. 0	2 6
山	8時	間値が 20	ippmを超え	た回数	(回)	0	0	0	0	0	0
交差	日平:	ウ値が 10	ppm を超	た日数	(日)	0	0	0	0	0	0
点	8 1	寺 間 値	の最	高値	( ppm )	3.7	3. 7	3. 7	3. 6	4.4	10 9
	日三	平均 値	の最	高値	( ppm )	2.4	2.3	2. 2	2. 6	3.5	6 4
	測	定	時	間	(時間)	288	288	264	288	288	288
中	年	平	均	値	( ppm )	0.6	1.4	1.5	1.3	1.4	1.8
国	8時	間値が 20	ppm を超	えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0
電力	日平:	均値が 10	ppm を超	えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0
前	8	時 間 値	の最	高 値	( ppm )	2 0	2 6	3.0	2 3	2 5	3 3
	日	平均值	の最	高値	( ppm )	1 3	2 1	2 2	2.0	2.0	2.5





日平均値 の最高値

/年度

## (3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質濃度の側定は、自動測定機(光散乱法)により側定した相対濃度を重量濃度に換算する方法により、昭和48年9月から衛生研究所で、昭和54年3月から西部移動測定局で実施している。

昭和60年度側定結果(表36)によれば、衛生研究所では日平均値の最高値0065 mg/m³、1時間値の最高値0.165 mg/m³で、環境基準に適合している。西部移動側定局では1時間値の最高値は米子保健所0.118 mg/m³、境港市老人福祉センター0.104 mg/m³で、環境基準に適合している。

経年変化は表37のとおりである。

表 3 6 浮遊粒子状物質濃度測定結果

測	定	局		有効測定日数	側定時間	年 平均值	020m を超	えた 数と	が0.10 を超	)mg <sub>/ii</sub> i えた なと	1時間値の最高 値	日平均値の最高 値	日平均値の2%除外値	日 0.10 mg/㎡ を 10.10 mg/㎡ を 日 以 上 た 日	環境基準の 長期的評価 による日平 均値010 mg/m²を 超えた日数
				(日)	(時間)	( <sup>mg</sup> / <sub>m³</sub> )	時間)	(%)	(日)	(%)	(mg <sub>/m³</sub> )	(mg <sub>/m³</sub> )	(mg <sub>/m³</sub> )	(有×無〇)	(日)
衛 生	. 研	究	所	361	8,642	0 024	0	0	0	0	0.165	0.065	0.058	0	0
西側部点	米子	保優	爴	173	4,146	0 021	0	0	0	0	0.118	0.058	0 052	0	0
部定動局	境港福祉			165	3,955	0 016	0	0	0	0	0.104	0.048	0 036	0	0

(注) 有効側定日数とは、1日の側定時間が20時間以上である日数

表 3 7 浮遊粒子状物質濃度経年変化

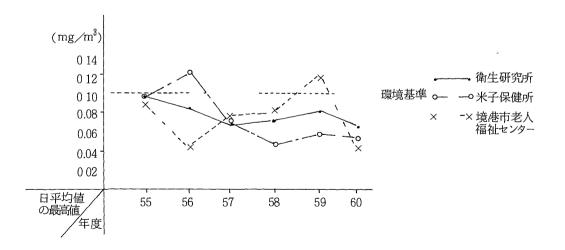
()

測定 局			נ	項			B			昭和55 年 度	昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度
	側		定	:		時		間	(時間)	8, 402	8, 680	8 663	8 613	8, 680	8, 642
衛	年		平			均		値	(mg/m³)	0 030	0.026	0 025	0 025	0.027	0. 024
生	1時	間値	か0 2	20mg	∕m³₹	と超ス	た時	間数	(時間)	4	0	0	0	0	0
研究	日平	均值	か0 :	10mg	/m	3を超	スた E	∃数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	1	時	間	値	の	最	高	値	(mg/m³)	0 487	0 170	0 175	0 197	0 163	0 165
	日	平	均	値	の	最	高	値	(mg/n³)	0 092	0.083	0 066	0.071	0.084	0 065

測定 局			IJ	1			E	1		昭和55 年 度	昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度
	側		 定	2		時		間	(時間)	3, 742	2, 692	4, 097	4, 703	3, 838	4, 146
米	年		平			均		値	(mg/m³)	0. 035	0. 032	0. 020	0 017	0 021	0 021
子	1時	間値	1が0.	20 m	g/m	を超	えた時	間数	(時間)	8	4	0	0	0	0
保健	日刊	2均值	5が0	10 m	ıg/n	3を起	えたE	数	(日)	0	0	0	0	0	0
所	1	時	間	値	の	最	高	値	(mg/m³)	0. 277	0 290	0.145	0. 133	0 123	0. 118
	日	平	均	値	の	最	高	値	(mg/m³)	0. 094	0. 122	0 068	0 045	0. 062	0 058
※境	側		· 定			時		間	(時間)	1, 242	1, 151	647	2, 588	3, 884	3, 955
港市老人福祉	年		<b></b>			均		値	(mg/m³)	0.034	0 021	0. 027	0. 023	0. 025	0. 016
老人!	1時	間個	iか0.	20 m	g/n	を超	えた時	間数	(時間)	1	0	0	0	3	0
	日日	2均值	5が0	10m	g/n	13を起	えた日	数	(日)	0	0	0	0	1	0
セン	1	時	間	値	の	最	高	値	(mg/m³)	0. 217	0 125	0. 133	0. 137	0 784	0 104
ター	日	平	均	値	の	最	高	値	(mg/m³)	0 089	0 041	0 079	0 081	0 115	0 048

(住) ※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更。

図 5 浮遊粒子状物質濃度径年変化



## (4) 窒素酸化物

窒素酸化物濃度の測定は、自動測定機(ザルツマン試薬を用いる吸光光度法)により昭和48年5月から衛牛研究所で、昭和54年3月から西部移動側定局で実施している。

二酸化窒素の経年変化は表39のとおりである。

表38 二酸化窒素濃度側定結果

			有	側	年					1 時	书口	日平	
			効側	定	平	日平均		日平均	pm 以	間値	· 均 値	均値の	98%値評価による日平
測	定	局	定日	時	均	超えた		上0.06 以下の とその	日数	の最高	の最高	日平均値の年間98%値	均値が0 06 ppm を超え た 日 数
			数	間	値					値	値	値	
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)
衛 生	. 研	究 が	363	8 683	0 006	0	0	0	0	0 042	0 023	0. 015	0
西側 部定 移	米子	子保健所	i 178	4, 266	0.009	0	0	0	0	0. 106	0 024	0 019	0
移定動局	境海福祉	市老人 ヒセンタ	160	3, 839	0 005	0	0	0	0	0. 033	0.017	0 012	0

(注) 有効側定日数とは、1日の側定時間が20時間以上である日数。

表39 二酸化窒素濃度の経年変化

測定 局			Į	頁			目			昭和55 年 度	昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度
	側		Ţ,	<u> </u>		時		間	(時間)	8, 695	8, 682	8 525	8 645	8 548	8, 683
衛	年		되	Ż		均		値	(ppm)	0 009	0 008	0.008	0.008	0.007	0.006
<b>角生研究所</b>	日日	四均值	直か20	0 6	ppm	を超る	たた	3数	(目)	0	0	0	0	0	0
光 所	1	時	間	値	の	最	高	値	( ppm )	0.056	0 052	0.058	0 046	0.040	0.042
	日	平	均	値	の	最	高	値	( ppm )	0 030	0 025	0 028	0.030	0 021	0.023
	側		 5	Ë		時		間	(時間)	3 813	3 853	4, 218	4, 671	4 294	4, 266
米之	年		Š	F		均		値	( ppm )	0 011	0 013	0 010	0.009	0 010	0.009
米子保健所	日云	区均值	直か:0	.0 6	ppm	を超え	たた	3数	(日)	0	0	0	0	0	0
健	1	時	間	値	の	最	高	値	( ppm )	0.071	0.047	0 055	0. 043	0 054	0. 106
	日	平	均	値	の	最	高	値	( ppm )	0 035	0 026	0 025	0 026	0.029	0.024

側定 局			IJ	Ę			目			昭和55 年 度	昭和年	156 度	昭和57 年 度	昭和年	158 度	昭和年	[]59 度	昭年	回60 度
※境 <i>路</i>	側		 定		E	诗		間	(時間)	1, 367	1 3	344	864	2,	636	3	935	3	839
※境 店 市 老	年		平		-	均		値	( ppm )	0.005	0.0	004	0 004	0	003	0	005	0	005
人福		2均値	か0(	)6 ppm	を	—— 超え	た日	数	(日)	0		0	0		0		0		0
祉セン	1	時	間	値	の	最	高	値	( ppm )	0 035	0 (	029	0 033	0	024	0	044	0.	033
ター	日	平	均	値	の	最	高	値	(ppm)	0 016	0.	009	0. 012	0	011	0	024	0	017

(注) ※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更。

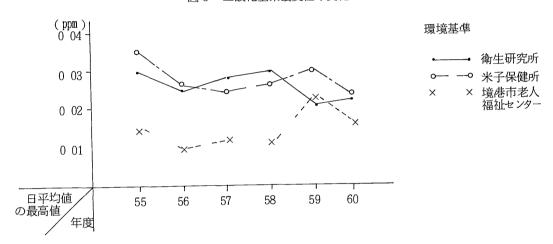


図 6 二酸化窒素濃度経年変化

### (5) 光化学オキシダント

光化学オキシタント農度の側定は、自動側定機(中性ヨウ化カ)ウム溶液を用いる吸光光度法) により昭和48年6月から衛生研究所で、昭和54年3月から西部移動側定局で実施している。

昭和60年度の測定結果(表40)によれば、衛生研究所では1時間値の最高値か0098pmであり、昼間測定日数364日、時間数5346時間中23日84時間が環境基準を超えているが緊急時の措置基準012pmを超えることはなかった。西部移動測定局では昼間の1時間値か環境基準を超えた日数、時間数は米子保健所で昼間測定日数173日、時間数2,469時間中1日3時間、境港市老人福祉センターで167日、2422時間中0日0時間であったか緊急時の措置基準012pmを超えることはなかった。また、被害の届出はなかった。

経年変化は表41のとおりである。

表40 光化学オキシダント濃度側定結果

			有	側	年			1	日	昼	昼					岳	昼間
			効	定		1時	間値	時	平	間	間	昼間		昼間		昼間の	間値
			側	~	平	か0	-	間	均值	側	側	時間 0 06		時間 0 12	値が nnm	1	の日
測	定	局	定	時		ppm / えた		値の	1個 の	定	定	を超		以」		1時間値	最年
				間	均	数と	その	最	最	日日	時間	日姜時間	を 引数		文と 引数	の最	高平
			数	数	値	割	合	高値	高値	数	数数	n-4 JE	11 女人	h4 15	引奴	の最高値	1 均 時値
			奴	奴	旭			71世	1111	奴	女人				,	100	叶旭
			(日)	時間	(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	時間	(日)	時間	(日)	時間	(mpm)	(ppm)
衛 生	研	究 所	352	8 415	0 031	89	11	0 098	0.058	364	5,346	23	84	0	0	0.098	0.047
西側部会	米子	保健所	160	3833	0.025	3	0.1	0 068	0 048	173	2 469	1	3	0	0	0 068	0.036
部定 移動局	境港 福祉	市老人センター	160	3 828	0.030	0	00	0.063	0 057	167	2,422	0	0	0	0	0 063	0.041

- (注) 1. 有効側定日数とは、1日の側定時間が20時間以上である日数。
  - 2. 昼間とは5時から20時までの時間帯。

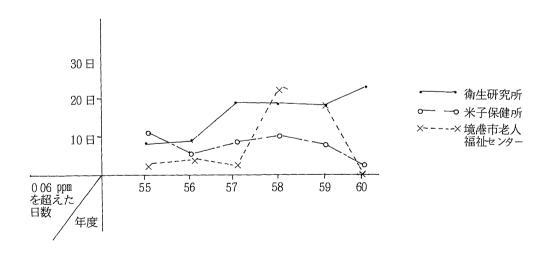
表41 光化学オキシダント農度経年変化

側定 局			項		目			昭和55 年 度	昭和56年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度
	昼	間	側	定_	日	数	(日)	359	344	357	355	364	364
衛	昼	間	側	定	時	間	(時間)	5 345	5, 122	5, 339	5, 302	5 356	5, 346
生	昼間の	) 1 時間	間値が 0	0 6	ppm z	を超え	(日)	9	9	19	19	18	23
研	た日数	と時間	数				(時間)	41	21	87	94	75	84
究所	昼間の	1時間(	直が0 15	S bbm//	上の	寺間数	(時間)	0	0	0	0	0	0
ומ	昼間	の 1	時間	値の	〕最	高 値	( ppm )	0 076	0 077	0 084	0 084	0 080	0 098
	昼間 0	D日最	高1時	間値の	の年平	均值	(ppm)	0 040	0 039	0 042	0 044	0 031	0 047
	昼	間	側	定	日	数	(日)	151	136	163	177	185	173
米	昼	間	側	定	時	間	(時間)	2 254	2, 011	2 423	2, 650	2 552	2 469
子	昼間の	) 1 時間	間値が ○	0 6	ppm >	を超え	(日)	12	6	9	11	8	1
保	た日妻	と時間	間数				(時間)	79	36	37	55	35	3
健	昼間の	1時間値	直が0 12	p <b>bm</b> 13	<b>上の</b>	計間数	(時間)	0	0	0	0	0	0
所	昼間	の 1	時間	値の	)最	高値	( ppm )	0 103	0 086	0 082	0 081	0.086	0 068
	昼間の	D日最	高1時	間値の	り年平	均值	(ppm)	0 038	0 037	0 042	0 046	0 039	0 036

測定 局			 項		目			昭和55 年 度	昭和56 年 度	昭和57 年 度	昭和58 年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度
	昼	間	側	定	日	数	(日)	47	44	36	88	175	167
※境市	昼	間	側	定	時	間	(時間)	702	657	539	1, 314	2, 506	2, 422
市老	昼間	の1時	間値が	0.06	ppm を	超え	(日)	3	5	3	23	18	0
人福	た日	数と時	間数				(時間)	16	41	13	113	67	0
祉セン	昼間	の1時間	値が0	1 2 ppm y	<b>辻の時</b>	間数	(時間)	0	0	0	0	0	0
ター	昼間	引の :	1 時 🏻	引值 0	0 最高	<b>事</b> 値	(ppm)	0 075	0 114	0 083	0 093	0 091	0 063
<u> </u>	昼間	の日債	<b>浸高1</b> ₽	寺間値の	の年平	均值	(ppm)	0 040	0. 048	0 049	0 047	0 046	0 041

(注) 1 昼間とは 5時から20時までの時間帯。 ※印は昭和59年2月から境港工業高校より変更。

図7 光化学オキシダント 環境基準を超えた日数の経年変化



## (6) 降下ばいじん

降下ばいじんの側定は、デポジットゲージ法による側定を昭和46年9月から開始し、現在4市1村、計5地点で実施している。

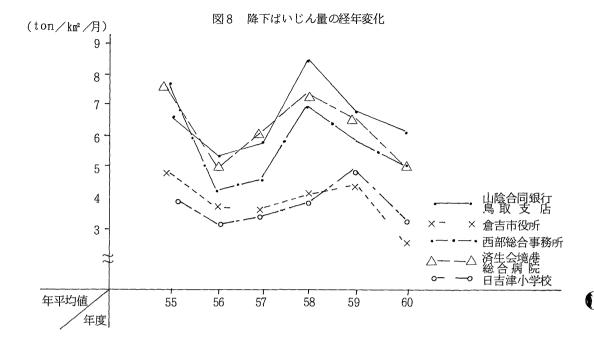
昭和60年度の側定結果 (表42) を見ると、最高は鳥取市栄町 (山陰合同銀行鳥取支店)の 11.5 ton/km² /月で、最低は倉吉市葵町 (倉吉市役所) 06 ton/km² /月であるが、年平均 を見ても全側点で汚染の目安とされている 10 ton/km² /月未満の部類に入り、軽微な汚染といえる。また、経年的にみても横ばい傾向にある。 (図8)

表42 降下ばいじん量の経年変化

(単位: ton/km²/月)

	測定年度	昭和	口55年	度	昭和	口56年	腹	昭和	□57年	F度	昭和	□ 58⁄4	E度	昭和	□594	<b>F度</b>	昭和	П60€	度
側定点	5.	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
鳥取	山陰合同銀 行鳥取支店	15 3	24	68	9.1	2.1	56	129	1.9	6.0	18.5	3.1	8.4	11.1	31	67	11.5	21	6.2
倉吉	倉吉市役所	18.4	1.4	5 2	8.0	09	3.9	6.9	1.6	3.6	7.8	1.6	4.2	85	17	4.3	4.3	06	2 5
米子	西部総合事務所	16.6	30	7.8	8.1	1.6	45	95	1.9	48	12.9	2.7	6.8	10 3	1.3	5 7	10.1	19	5 1
境港	済生会境港 総合病 院	18.6	2.6	77	90	19	5.2	11 8	28	62	13.4	25	7.1	11.1	2.7	65	10 4	1.7	5 1
日吉津	日 吉 津小 学 校	62	20	4 1	7.1	1.4	3.3	7.2	1.5	3.6	80	1.5	4 1	9.7	1.9	4.7	46	14	3.2

	デポジットゲージ法による降下 <i>に</i>	<b>ざいじん汚染度の評価</b>	
<b></b>	降下ばいじん量(ton/km²/月)	评	価
1	10 未満	軽微な汚染	
2	10 以上 20 未満	中等度の汚染	
3	20 以上	高度の汚染	



#### 3 各汚染物質の経年変化

一般環境大気側定局における各汚染物質農度の側定は、次のとおりである。

衛生研究所においては、二酸化硫黄濃度の年平均値は昭和55年度からの6年間で、0006pm から0005pmとやや减少傾向かうかかわれる。一酸化炭素濃度は年平均値が昭和55年度05から0.4pmとやや减少傾向がうかがわれる。浮遊粒子状物質濃度は昭和55年度以来年平均値は横ばい傾向にある。窒素酸化物(二酸化窒素)については、昭和55年度以来年平均値は0.006~0009pmの範囲にあり、日平均値が006pmを超えた日数は皆無である。

光化学オキシダント 濃度は昭和55年度以来、昼間の1時間値か006ppmを超えた時間数はやや増加傾向にあるが、緊急時の措置基準012ppmを超えた時間は皆無であった。

光化学オキシタント濃度は昭和55年度以来、昼間の1時間値か006pmを超えた時間数は年度によって増減はあるが、緊急時の措置基準012pmを超えた時間は皆無である。

自動車排出ガス側定局における一酸化炭素農度は、鳥取市末広温泉町日交旅行センターで昭和 5 5 年度からの年平均値は  $2.5 \sim 4~0~ppm$ であり、 1 時間値の8 時間平均値か 2~0~ppmを超えたもの及び 1 時間値の日平均値が 1~0~ppmを超えたものは皆無であった。

鳥取市松並町丸山交差点及び米子市加茂町中国電力前については、鳥取市日交旅行センターと同程 度ないしそれ以下の濃度か保たれている。

## 第2節 大気汚染の防止対策

## 1 法・条例による規制

#### (1) 法による規制

大気汚染防止法(以下「法」という。)の仕組みとしては、施設の種類を定め(ばい煙発生施設28種、粉じん発生施設5種)各施設を設置しようとする者、及び現に設置している施設を変更しようとする者に対して、届出の義務(法第6条設置届、第8条変更届)を課し、また、ばい煙排出者の遵守すべき排出基準を定め、この排出基準に適合しない場合は、ばい煙排出者に対し計画変更や改善を命じ(法第14条)これに従わない場合は罰則が適用される。

なお、現在、硫黄酸化物 ばいじん 有害物質(塩化水素等) 窒素酸化物等について、排出基 準が定められている。

#### ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準(施行規則第3条)は、排出口の高さに応じて定められた硫黄酸化物の 許容限度として $q = k \times 10^{-3} \times He^2$  (q は 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出基準量、He は有効煙突高、K は排出係数)で表されており、規制はK値で行われている。本県は、昭和49年4月1日から全域が17.5となっている。

#### イ ばいじん

ばいじんの排出基準(施行規則第4条)は、ばい煙発生施设において発生し、排出口から大気中に排出されるばいじん量について、発生施设の種類及び規模ごとに規制されている。

近年、石炭転換等エネルギー状勢の変化への対応と、大気中の粒子状物質に対する対策として昭和57年6月1日より排出規制の改定強化が図られた。改定の概要は①法第3条第1項の規定によるばいじんの排出基準(一般排出基準)を1/2に強化、②コークス炉等の7施設について新たに排出基準を设定、③標準酸素濃度補正方式の導入により、規制の公平を期する等である。

#### ゥ 塩化水素

塩化水素の排出基準(施行規則第5条第1号)は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される塩化水素について、発生施設の種類により規制されており、廃棄物焼却炉等が該当している。

#### エ 窒素酸化物

固定発生源に対する全国一律の窒素酸化物排出基準(施行規則第5条第2号)については、昭和48年8月に大型施設を対象とする第1次規制、昭和50年12月に対象施設の拡大等を内容とする第2次規制、また、昭和52年6月に対象施設の拡大及び排出基準の強化を主とする第3次規制、更に昭和54年8月10日から対象施設を拡大した第4次規制、更に昭和58年9月10日から固体燃料(石炭等)に係る排出基準強化を主とする第5次規制を実施している。(資料3参照)

### オ その他の有害物質

その他の有害物質(塩化水素を除く。)の排出基準(施行規則第5条第1号)は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される有害物質について、発生施設の種類により規制されている。

#### カ粉じん

粉じんに関する規制は、粉じん発生施設について定められている構造並びに使用及び管理に関する基準(施行規則第16条)により規定されている。

以上、県では、ばい煙排出者に果されている排出基準の遵守を監視するため、県内各保健所及 び衛生研究所を通じて、施設立入検査を行い 煙道中排ガス側定、重油の抜き取り(含有硫黄分 側定)等を実施し、排出基準を上回っている施設には、ばい煙排出者に対し、施設改善指導を実 施している。

昭和60年度末現在におけるばい煙発生施设(表43) また、粉じん発生施设(表44)は次のとおりである。

表43 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設種類別届出数

(電気工作物・ガス工作物であるばい煙発生施设を含む)

令別表第一 の 項番 号	保健所名施设名	鳥 取	郡家	倉 吉	米 子	根 雨	a†
1	ボイヮー	169	19	91	211	13	503
2	ガス発生炉	2	_	<del></del>	2	_	4
5	客解 炉	_			2		2
6	金属加熱炉	_	_	10	4	_	14
7	石油加熱炉	1	_	-	2	_	3
9	焼 成 炉	2		_	2	_	4
11	乾 燥 炉	6 (6)	3 (3)	4 (4)	11 (10)	1 (1)	25 (24)
13	廃 棄 物 焼却 炉	14	11	6	40	9	80
	ı†	194(135)	33( 26)	111( 76)	274(171)	23( 17)	635(425)

(注) [ ]·骨材乾燥炉数 ( )·工場 事業場数 (昭和61年3月31日現在)

表44 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種類別届出数

(電気工作物である粉じん発生施設を含む)

令別表第二 の 項番 号	施设		断名	鳥 取	郡家	倉	吉	米 子	根 雨	u†
2	堆	積	場	2	1		2	8	2	15
3	ם	ンベ	ア	25	3		_	13	18	59
4	破摩	砕砕	機機	14	5		_	7	7	33
5	ふ	る	ζì	7	3		1	2	7	20
	a†			48(9)	12(3		3(3)	30(11)	34(3)	127(29)

(注) ()·工場 事業場数

(昭和61年3月31日現在)

## (2) 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスによる大気汚染防止対策として、国においては中央公害対策審議会の答申に基づ き新車及び使用過程車を対象として一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等に係る規制が段階的に強 化され、排出ガスの量の削減が図られている。

#### (3) 条例による規制

鳥取県公害防止条例(昭和46年10月12日公布、県条例第35号、昭和47年4月1日施行)による規制は、バーク炭製造施設及び貯蔵施設、打綿機、混打綿機を粉じん関係特定施設(表45)とし、施設管理基準(表46)を定めて規制しているが 昭和60年度末現在の届出数は表47のとおりである。

表 4 5 粉じん関係特定施设と規模

		施	设	名	
1	バーク炭(のこ屑、	木皮等を炭化さ	せ微粉炭にした。	もの)製造施設及で	び貯蔵施設
2	打綿機及び混打綿棉	送			

### 表46 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

		管	理	基	华		
į	欠の各号のいずれかに該当	すること	0				
1	粉じんが飛散しにくい棒	<b>造の建築</b>	物内に改置	されている	てと。		
2	フード及び集じん機がよ	と置されて	いること。				
3	戸・窓等か密閉されてい	いること。					
4	前各号と同等以上の効果	きを有する	措置が講じ	られている	こと。		

表 4 7 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施设種類別届出数

施设		保	健所名	鳥	取	郡	家	倉	吉	米	子	根	雨	.+
打	綿		機	21	(18)		8(8)		26(24)	3	33(27)		3(3)	91(80)
混	打	綿	機	10	(1)				7(1)		1(1)			9(3)
バー	ク炭製造(	貯蔵 ]	)施 设				1(1)							1(1)
	22	(19)		9(9)		33(25)	3	34(28)		3(3)	101(84)			

(注) () ::は事業場の数

(昭和61年3月31日現在)

## 2 監視状況と行政指導

#### (1) 煙道中排出ガス側定立入検査

昭和60年度中に煙道中排出ガス側定立入検査を実施した施设(表48)は延べ102施設(39 工場・事業場)であり、このうちばいじんの量が排出基準を超えた1施設(1工場・事業場)及び 窒素酸化物濃度の排出基準を超えた1施設(1工場・事業場)について、改善指導を実施した。

表48 昭和60年度煙道中排出ガス側定立入検査状况

					硫黄酸化物		ばいじん		ん	塩化水素			窒素	<b></b> 俊化物	合	a†	
令	別表	第 1	の施	设数	立施设	入数	違 反 施设数	立 入 施设数	違施。	反 没数	立入施设数	文艺	違 反 施设数	立 入 施設数	違 反 施设数	立 入 施设数	違 反 施设数
1	ボ	1	フ	_	2	22	0	21		0	(	)	0	16	1	59(23)	1
9	焼	J.	戉	炉		0	0	1		0	(	)	0	0	0	1(1)	0
11	乾	ļ	架	炉		1	0	1		0	(	)	0	1	0	3(1)	0
13	廃勇	<b>集物</b>	焼 却	炉	1	11	0	14		1	11		0	3	0	39(14)	1
		n f	-		3	34	0	37		1	11		0	20	1	102(39)	2

(注) ()·工場·事業場数

### (2) 重油抜取り検査

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物排出基準(K値規制)に係る適合状況について昭和60年度中に200工場・事業場に立入検査を実施し、使用燃料中の重油の抜き取り検査を行った結果、いずれも基準以下であった。

#### (3) 大気関係監視指導状況

昭和60年度中に実施したばい煙発生施設及び粉じん発生施設等に対して施設の改善等で行政指導した延件数は表49のとおりである。

表 4 9 大気関係監視延指導件数

項	В	ばい煙勢	ばい煙発生施设		粉し	ごん肴	往生於	色设	4-	A +
· 块		法	その他	<b>¤</b>	法	条	例	その他		
延監視指導	算件 数	390	4	394	68		0	1	69	463